

平成27年度 市民委員会資料②

議案第92号

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料1 条例新旧対照表

参考資料2 特定非営利活動促進法 抜粋

市民・子ども局

(平成27年6月10日)

川崎市特定非営利活動促進法施行条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○川崎市特定非営利活動促進法施行条例 平成23年12月16日条例第34号</p> <p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所</p> <p>(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>(3) 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的</p> <p>2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面とする。ただし、第1号に掲げる場合であって市長が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の10第1項又は第30条の12第1項の規定により<u>地方公共団体情報システム機構</u>から当該役員に係る<u>機構保存本人確認情報</u>の提供を受けることについて当該役員の申出があるときは、当該提供された<u>機構保存本人確認情報</u>をもって第1号の書面に代えることができる。</p> <p>(1) 当該役員が住民基本台帳法の規定により住民基本台帳に記録されている者である場合 住民票の写し</p> <p>(2) 当該役員が前号に該当しない者である場合 権限を有する官公署が発行した当該役員の住所又は居所が記載された書面</p> <p>3 前項各号に掲げる書面は、認証の申請をする日前6月以内に作成されたものでなければならない。</p> <p>4・5 略</p> | <p>○川崎市特定非営利活動促進法施行条例 平成23年12月16日条例第34号</p> <p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所</p> <p>(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>(3) 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的</p> <p>2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面とする。ただし、第1号に掲げる場合であって市長が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の7第4項又は第6項の規定により<u>都道府県知事(同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合)にあっては、指定情報処理機関</u>から当該役員に係る<u>本人確認情報</u>の提供を受けることについて当該役員の申出があるときは、当該提供された<u>本人確認情報</u>をもって第1号の書面に代えることができる。</p> <p>(1) 当該役員が住民基本台帳法の規定により住民基本台帳に記録されている者である場合 住民票の写し</p> <p>(2) 当該役員が前号に該当しない者である場合 権限を有する官公署が発行した当該役員の住所又は居所が記載された書面</p> <p>3 前項各号に掲げる書面は、認証の申請をする日前6月以内に作成されたものでなければならない。</p> <p>4・5 略</p> |

○特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号） 抜粋

（設立の認証）

第10条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

3 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一月を経過したときは、この限りでない。